

## 第7回 川崎市自治推進委員会 議事録

□日 時 平成19年3月17日(月)午後6時30分から7時50分まで

□場 所 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2会議室

□参加者 牛山久仁彦、梅本真理子、小島聡、竹井斎、矢島尚、吉田彩

(以上、川崎市自治推進委員会委員)

阿部市長

三浦総合企画局長

瀧峠総合企画局自治政策部長

(事務局)折原主幹、鈴木主幹、荻原課長補佐、対馬主査、野和田職員

(以上、総合企画局自治政策部)

傍聴人 2人

- 次第
1. 市長あいさつ
  2. 第6回自治推進委員会審議事項の確認(資料1)
  3. 区民会議フォーラムの結果について(資料2)
  4. 議題
    - (1) 自治推進委員会報告書(案)について(資料3)
    - (2) その他

司会：小島聡委員長

### □開会(小島聡委員長)

会議公開の確認と委員の了承

#### 1 市長あいさつ

**阿部市長** 委員の皆さまには専門家として、また、市民としての視点から議論いただき感謝いたします。平成17年4月に自治基本条例が施行されてから現在まで、川崎市では自治基本条例に基づく市民自治及びまちづくりを市政運営の柱に据え、区民会議の設置、パブリックコメント手続制度の構築、協働型事業ルール策定、住民投票制度の構築など市民自治の拡充に向けた取組、また地域の課題解決の中心的役割を果たす区役所機能の拡充に向けた取組などさまざまな施策を進めてきました。しかし市民が地域における課題を自ら解決していく主体であるという、自治基本条例に掲げられた基本理念をより実質的なものとしていくためには、今後一層、行政の取組が求められています。同時に行政のみの取組では成し得ないものと認識しています。

委員の皆さまから、自治の推進に向けたあり方や課題について審議していただく自治推進委員会は大変貴重なものと考えています。今回まとめていただく報告書については、提言の趣旨を踏まえ今後の川崎市での市民自治拡充に役立てていきたいと考えています。

最後に、委員の皆さま方の御尽力に対し改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

## 2 第6回自治推進委員会審議事項の確認（資料1）（事務局：総合企画局折原主幹）

□関係者の紹介

□配布資料の確認

前回委員会の審議事項「自治基本条例に基づく自治運営に関する制度・施策の運営状況等について」と「報告書の柱立て素案について」について主に以下のことが確認されました。

- ・ 「自治運営に関する制度・施策の運営状況」について話し合い、市民自治にかかわるものとして、第21条以降の項目について主な取組・成果・課題、平成20年度以降の方向性を取りまとめました。その中で、それまでの委員会で審議されていなかった「総合コンタクトセンター」、「地域ポータルサイト等による情報共有」、並びに「パブリックコメント手続」について確認しました。
- ・ それらに対し、その他にも市民にかかわる施策だけでなく、もっと広い視点からまとめ報告書に盛り込む必要があるといった意見をいただきました。
- ・ また報告書の柱立てについて、具体的な内容がわかりやすい小見出しの工夫などが必要といった意見もありました。
- ・ 第7回委員会は、「第1期の報告書の取りまとめ」を議題に審議を行うことが確認されました。

## 3 区民会議フォーラムの結果について（資料2）（竹井委員）

3月1日の午後1時15分から3時まで宮前区の土橋小学校において、区民会議フォーラムを開催しました。各区の区民会議委員の方お1人ずつがパネリストとして参加いただきました。今回は主に、ある事例を取り上げてどのように課題を選定したか、どのように課題解決に向けて取組んだか、ということを中心に各区の状況を報告していただきました。各区の報告終了後には、意見交換としていくつかの提案がありました。

○論点1「区民会議とまちづくり推進組織の関係」では、区民会議という組織と今までも活動していた各区のまちづくり推進組織との関係が話題になりました。全ての区ではありませんがどのようにすみ分け、役割分担をしているかという議論になりました。区民会議が始まって2年が経とうとしていますが、区民会議とはどういうものか、各区の各委員、事務局含め試行錯誤してきたということが現状のようです。区によっては調査審議をメインに進めているところ、モデル事業実施など区民会議として活動しているところもあるので、正解はないのかもしれませんが、迷いながら進めているという意見がありました。

○論点2「委員間のコミュニケーション」について、区民会議全体会は年に3、4回しか開催されず、その中ではなかなか深い議論が困難です。また、部会を設けてテーマ毎に議論をしても全員が参加するわけではないので、部会内での意見などを全体会で報告したとしても十分に伝えることが難しくなります。そういう意味でも、全体会と部会をどう設けるか、委員全員がコミュニケーションをうまくとるにはどうするか、といった問題提起がありました。

### ○会場からの意見

第1期区民会議の終了後も活動を続けてほしいという意見、委員自身が審議内容を地域や団体に持ち帰り、それぞれ区民会議のことを伝え、行動する人が委員になってほしいという意見などがありました。また、区民会議の結果をどう行政に反映できるかが課題なのではといった意見がありました。

### ○パネリストの総括

委員には、町内会の代表や、民生委員、青少年児童委員などは町内会の選出で委員となっております、

区民会議の中での町内会の役割が大きくなっています。区民会議で決定したことを実行する組織として町内会・自治会が期待されていますが、全てできるわけではないのでどうすればいいかといった議論がありました。また、区民会議のメリットは1つの場所で課題が共有できる、区民会議の提案が実現するためにも行政に働きかける必要がある、委員自身も課題解決に向けて参加協働意識を持っていく必要がある、また、地域の町内会・自治会を含めたコミュニティづくりが大切であり、それをどうしていくかが大きなテーマではないかといった意見がありました。

**吉田委員** 個人的には非常によかったです。準備時間も短く不安でしたが、当日は参加者も多く興味を持っている方がたくさんいることが自分の目で確認できました。各区それぞれテーマが違いますが、抱えている問題や課題は似ている部分もあると感じました。各区の個性を出していくからといって、各区の連携が必要無いかということでもないということを感じました。また区民会議をテーマにしたフォーラムができればいいと思います。

**梅本委員** 各区の実情を聞いてよかったです。まだ区民会議が終了していない区もあり、最終的な報告を聞けなかった部分もありましたが、第1期が終了後、各区区民会議の交流会のようなものを開催し情報共有をしてはどうかと思います。また小学校が会場だったこともあり、地域の人、子どもたちもたくさんきていました。フォーラムを地域に根ざした場所でできたことも大きな意味になったと思います。場所の選定がとてもよかったです。

**小島委員長** 報告書案の66ページ、区民会議について、本委員会では区民会議事務局となっている各区に現状と課題についての調査を実施しました。それだけでは行政からのみの視点となってしまうため、当事者である区民会議委員の皆さんへも平行して調査を行いました。その結果は概ね区民会議フォーラムでの報告と一致していると感じています。区民会議やまちづくり推進組織などの関係性、委員間のコミュニケーション、実効性の確保について挙げられていました。また、単独区だけでは解決できない問題もあるため、区民会議間の連携も報告書で提案しました。新しい発見としては、コミュニティレベルの協働関連の施策についてはさまざまな局で進めているため、受け皿となる町内会などへ縦割りの弊害を与えてしまうことです。

**阿部市長** まちづくり協議会と区民会議の関係について、協議会はいいいアイデアを出して行政に提案しているように思います。区民会議はもちろん提案もありますが、それを割り振りするという大きな役割を持って欲しいと考えています。つまり地域課題を解決するための活動等の割り振りを、行政でやること、区役所と市民団体が協力してやること、などを区民会議で考えてほしいです。まちづくり協議会でも素晴らしい提案がありますが、実際に誰がやるのが問題になっています。それが区民会議を設置した意味とも言えます。

区役所レベルで協働事業を総合的に取り上げていますが本庁に行くとも縦割りになるといったお話がありました。それこそ区役所で協働事業を扱う意義であり、縦割りの局でできないことだからこそ、区で実行し本庁の縦割りを修正して欲しいのです。一般的に縦割りを修正できるのは市長だけですが、そのような本庁の欠点を区の協働事業で乗り越えてほしいと思います。

**小島委員長** さまざまな協働事業を進めるのはいいですが、それがバッティングしたときに区役所の仕事となるということだと思います。

**阿部市長** そうです。本庁の縦割りによる問題点を、区役所レベルの市民協働で指摘して欲しいと考えています。

**竹井委員** まちづくり協議会は提案し、自分たちで課題を見つけ実践もしています。ある区民会議ではモデル事業として実践まで踏み込んでおり、まちづくり協議会の方では侵出されているような印象を受けてしまっているのだと思います。

**阿部市長** まちづくり協議会でも素晴らしいことをしていますが、まだまだ足りません。そこでバッティングしてしまっただけでは困ります。まちづくり協議会で実践してうまく言っていることがあれば、それを区民会議にも取り入れて広めて欲しいです。

**小島委員長** まちづくり協議会の実践事態が、モデル事業になり区民会議に広まればいいということですね。

**阿部市長** その通りです。理想的な事業があれば、そのまま区民会議の事業として広めて欲しいのです。区民会議委員にもまちづくり協議会で活躍されている方が多く入っていったらいいと思います。

**小島委員長** 住み分けと言うか、機能分担をしていくということだと思います。実践機能を持っているならまちづくり協議会のプロジェクト自体が区民会議へ反映されていけばいいということでしょう。

**阿部市長** あまり余計な議論をせずにそのまま区民会議に取り入れ、振り分けによって行政が予算を調整できるようになればいいと思います。

#### 4 自治推進委員会報告書(案)について (資料3) (総合企画局折原主幹)

第1期自治推進委員会報告書(案)の概要について、前回委員会に提出しました柱立て素案の基本的な構成は踏襲しておりますが、前回は独立した柱立てであった委員提案の部分は、提言などに溶け込ませました。また、御指摘のあったように内容がわかりやすい小見出しの工夫を意識し、小見出しについては全面的な見直しを行うなど修正を加えてあります。また、1月21日に、委員長はじめ皆さまにお集まりいただき、素案の概要版について検討していただきました。その際にいただいた御意見として、例えば、報告書の位置付けについてこの報告書はいわゆるPDCAサイクルのC(チェック)であるといった視点で作成すべきであるといったことや、報告書の構成について、はじめに自治基本条例の条文の体系、全体の構成がわかるものをまず示し、報告書ではどの部分を審議したのかといったことがわかるような体系図を入れることなどの御意見をいただきましたので、その内容を反映させております。

##### ○報告書の概要について

過去6回委員会を開催した中で、協働のまちづくりと情報共有、区民会議については自治運営の3つの基本原則に直接かかわる取組であることから、第1期自治推進委員会の重点的な審議事項として取り上げ、そのうち区民会議は、地域における身近な課題を市民自ら担い手となり、参加と協働によって解決していくためのものであり自治の原点の取組であることから、2回にわたって審議しました。その検討状況として、協働のまちづくり、情報共有、区民会議について、「自治運営に関する

制度等の検討状況」としてまとめました。

第3回委員会で審議した「協働のまちづくり」では、協働の担い手を広げていくための「市民活動支援に関する取組」については、市民局と市民活動センターからの報告をもとに、また、「協働推進に向けた施策整備の取組等」は、協働型事業のルールや協働事業提案制度などについて市民局と高津区からの報告をもとに整理し、本委員会での議論等を踏まえ目指すべき方向性として、協働推進施策の周知等から市職員の育成までの項目をまとめてあります。

第4回委員会で審議した「情報共有」では、市の広報や報道、総合コンタクトセンター、また、地域ポータルサイトを活用した情報発信などの取組と課題について整理し、今後より一層の情報共有を推進するための情報提供のあり方について、例えば、政策形成過程の情報の提供や効果的・効率的な情報発信、また、インターネットによるわかりやすく使いやすい情報提供の推進などについて方向性としてまとめています。

第2回及び第5回委員会で審議した「区民会議」では、本委員会の場でヒアリングを行った中原、宮前、多摩、麻生の4区の例を中心に取組状況を整理するとともに、7区全区に対して行った調査をもとに区民会議の課題、例えば、区民会議での検討・審議過程において地域の課題に対する委員同士での共通認識の形成の困難さといった課題なども併せて整理し、方向性をまとめました。

次に、第6回委員会で審議した自治運営に関する制度全般の検証に関して、前回は条例に「自治運営の基本原則に基づく制度等」として規定されている部分、条文ですと第23条以下の部分と、第21条、22条の区役所機能にかかわる部分のみを対象として議論しましたが、もっと広い視点からまとめるべきという御意見により、「行政運営に関する取組」と「市民・コミュニティに関する取組」、「国等との関係に関する取組」についても新たに加え、取組状況と課題等を、「自治運営に関する制度等の運営状況」として、条例の体系図と併せてまとめております。

#### ○提言について

全体で10の提言、大きなくくりといたしましては4つ、「自治の醸成に向けた総合的な取組に関するもの」、第1期の自治推進委員会で重点的な審議事項として取り上げた「協働のまちづくり」、「情報共有」、「区民会議」に関するものとなっています。具体的な内容は報告書案の44ページ以降にあります。

総合的な自治の醸成

1. 自治に向き合う職員の育成

2. 自治意識の醸成

協働のまちづくり

3. 協働実践の共有

4. 協働推進施策の整備

情報共有

5. 政策形成過程の情報共有の推進

6. ダーゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

7. 情報コンシェルジュ機能の充実

区民会議

8. 区民会議の情報発信の推進

9. 区民会議と関係団体との連携の推進

10. 各区区民会議の交流の推進

今回の報告書は第1期委員会の取組ですので、まずは第一段階として自治運営に関する制度等の現状がどうなっているのか、また課題は何かといった取りまとめを重点的に行いました。そのため提言は、具体的な項目出しよりも方向性が中心とならざるを得ない状況でした。従って、この報告書の提言を受けた次の段階として、この10の提言の柱立てごとに、具体的な事業の項目出しを行い、実施計画を策定していきたいと事務局では考えておりますので、今後、具体的なメニューの検討を行い、関係課等との調整を行っていく予定です。そして、第2期の自治推進委員会で、計画の策定と進行管理を行っていききたいと考えております。

## ○質疑応答、意見交換

**小島委員長** かなり充実した内容となっていると思います。他都市でも、条例を作った後何をしていくか悩んでいるところも多いです。まだ自治基本条例が実社会に浸透しきれていませんが、今期は全体を検証し、かつ自治運営の基本原則と具体的な施策から3つの重要な点を取り上げ、現状、課題、方向性をまとめた形になっています。

ただし、まちづくり協議会との関係についてももう少し工夫して書いてもいいかもしれません。また、情報コンシェルジュについて曖昧な書き方になっているため、実践してみないとわからない部分もあるかもしれませんが、具体的な拡充方法についても考えて欲しいです。

**矢島委員** 総合コンタクトセンターについて、今の段階ではどんなことをするのか、その方法についても踏み込む必要はないということですね。ここでは方向性を提案しているのだと思います。

**小島委員長** その通りです。これは多岐にわたる情報をどのように、どこから取ればいいのかという点に対して提案したものです。同時に、コンタクトセンターのオペレーターがどこまで対応できるのか、どの程度情報を与えればいいのかといったように、オプションとして何があるかということですね。報告書で触れるつもりはありませんが、例えばオペレーターの中にもスーパーバイザーのような人がいて、短時間の取次ぎであればオペレーターが対応し、少し込み入ったことはスーパーバイザーが担当するなど色々なことが考えられます。そういったことを今後この委員会で細かく話し合っていけばいいのではないのでしょうか。

**矢島委員** 以前からコンタクトセンターに、とても期待しています。ウェブサイトがわかる人もいれば、電話で聞かなければわからないという人もおり、世代によって便利さが異なると思うので、場合によっては両方向で進めていけばいいのではないかと思います。

**牛山委員** 最近「協働とは何かよくわからない」という声をよく聞きますし、自治体で話し合われているようです。他市では協働がよくわからないため、行政がすべてやればいいという考えもあるようです。川崎市ではその協働を、こう考えています、というような一文を報告書に入れてはどうでしょうか。

**小島委員長** 報告書20ページで、自治基本条例に基づいた協働の法的定義と意義をまとめてあります。

**阿部市長** 行政が全てやればいいという市があると聞いて驚きました。行政では気づかない、できないことを協働で市民と分担しながら進め、それを支援することが協働だと考えています。現在協働で

実施していることを行政がすべて行ったら、予算がいくらあっても足りないようなことを「協働」で実施することを進めているのです。

**小島委員長** 協働という言葉が一気に広まったため、それに対する反発のようなものもあるのかもしれませんが。本来は市民社会の自治の中で解決すべきことがあって、自治体には自治体の権力でやらなければならないことがあります。その間に協働で一緒にやるべきことがあるということだと思います。自治基本条例ではそれが協働と捉えています。もちろん市民間の協働もありますが、その部分は条例で決めることではなく、個人個人の問題です。領域整理も必要かもしれません。そこを曖昧にしたまま進めると、協働という言葉が都合よく使われてしまいます。

**阿部市長** 協働の考え方の原点は、「補完性の理論」です。地域づくりは地域の人がやるべきですが、限界があるので、税金である程度やることによってうまくいくこともあります。また消防や警察のように行政が引き受けてやらなければならないこともあります。その段階ごとにある、さまざまな接点のことを言っているわけです。

**小島委員長** 自治基本条例は前文を見てもわかるように、補完性の原理に基づいて組み立てられているため、区民会議もその中で考えられています。なにもかも協働で説明するものではないのです。

**阿部市長** また議員の役割こそが、コンシェルジュだと考えています。

**牛山委員** 協働とは何かを書いてあることはわかったが、補完性の原理についてももっと前半部分、協働のまちづくりの辺りに書いてはどうでしょうか。

**小島委員長** 確かに自治基本条例の基本精神は「補完性の原理」です。それに基づいて参加、協働、情報共有があります。それでは 20 ページの条文を踏まえ、15 ページ部分の章の最初に書いてはどうでしょうか。

**竹井委員** 20 ページの 4 段落目について。協働とは、協働型事業のルールでやるものばかりではなく、お金が発生しないものもあるはずですが。協働とはこれ 1 つだけ書くのではなく、その他のものもあると明記しておく必要があるのでは。

**小島委員長** そうすると、無限になってしまいます。「その 1 つ」というのは、制度が 1 つであって、ルールはあらゆる事業にかかわってくることであると思います。1 つ 1 つがどこまでかかっているのかという日本語の問題ではないでしょうか。

**竹井委員** 協働もいろいろありますが、限定しているように感じます。

**折原主幹** ここでは、協働に関する施策を体系化していくことが重要であり、その 1 つとして協働型事業のルールを策定したという意味です。

**小島委員長** 協働型事業とは事業名の固有名詞なのか、協働的なさまざまな施策を意味するのかで意味

が違ってきてしまうということです。「協働型等の事業提案制度」は事業名であり、「協働型事業のルール」は市制にかかわるさまざまなものに適用されるものなので、順番を入れ換え、「その1つ」というのは事業提案制度にかけた方がいいのではないのでしょうか。

**阿部市長** そうではなく、協働が実施しやすい環境を整備するとともに、「施策の体系化の一つとして区  
の取組を包含する形で協働型事業のルールを策定した」とありますが、その協働型事業のルールを  
策定するために参考にしたのが協働型等の事業提案制度という形になっています。例えば、予算の  
計上の仕方などが挙げられます。当初は協働のルールを策定していくはずだったのですが、それは  
難しいので具体的な事業を実施するにあたっての協働型事業のルールとなった経緯があります。

**小島委員長** つまり、協働型事業のルールは全体にかかわってくるもので、提案制度は個別のものとい  
う意味ですね。そうすると「その一つ」という表現に問題があると感じます。協働型事業のルール  
は限定されたものみに適用されるのか、6つの原則はあらゆるものに適用されるものなのか、報  
告書の記述が曖昧に感じてしまうので、表現を変えて欲しいと思います。

**阿部市長** 逆にできあがったルールに基づいて実施していけば、協働型の事業になっていくと考えてく  
ださい。

**瀧峠部長** 現在、協働型事業のルールの趣旨としては、規制をかけるということではなく、ガイドライ  
ンといった位置付けでまとめています。個別の事業ごとに進めていくためのものではありません。

**小島委員長** その場合、協働型事業のルールは限定されるものではなく、幅広に適用されるものという  
考えでいいということですね。

**阿部市長** モデルであり、仮説です。このように進めていけば協働型事業に到達するという意味です。

**小島委員長** それがわかりやすいように修正していただけないのでしょうか。

**梅本委員** 私は実際に麻生区の協働型推進事業費をいただきながら活動していますが、末端の市民には、  
協働とは何かがとても理解しにくいです。どんなルールがあるのか、活動する人たちは何をしてい  
けばいいのかがはっきりとわかるものがあると、とても活動しやすくなると思います。

**矢島委員** 一般市民が理解するためには、協働という言葉は抽象的すぎるので、1つの事例から入った  
ほうがわかりやすいのではないかと思います。市長は助けてくれると言うが、どんな時にどのよう  
に助けてもらえるのかわからないのではないのでしょうか。ただし報告書のあて先は市長であり、そ  
の後どうなるのかによって書き方が異なるのではないかと思います。

**小島委員** 協働とはこれだという確固たるものではありません。だからこそ、さまざまな実践を情報共有  
する必要があります。どんなことでも協働になりうるので、行政の中でも事例共有をしていき、ボ  
トムアップしていくしか方法がないのではないのでしょうか。



**阿部市長** 子育てであれば、行政でやっている保育所などがありますが、その他にも市民が活動している中で行政にも協力してもらいたいと感じていることがあると思います。市民の力だけでは成り立たない部分を少し行政がてこ入れすることでスムーズにいくということです。行政側から見ても、制度はあるものの、より良いものにするには市民の活動も必要なのです。そこで例えば、場所は行政が提供し、市民が管理・企画しながら進めていくというようなことです。簡単なことですが、具体的にどこまでが限界かを考えていくと難しくなっていきます。それがルールです。

**小島委員長** 協働型事業のルールは事業名を指しているわけではないということがわかりました。ルールもさまざまな事業に波及していくことを目的にガイドラインを作成しているということですね。今日いただいた御意見は、委員長預かりとして報告書に反映させる予定です。

## ■各委員から一言

**小島委員長** 当初報告書において、第1期で残された課題や第2期への提言を書こうと考えていましたが、次を縛ってしまうので、皆さんの感想として残したいと思います。

**矢島委員** 色々学ぶことができました。やればやるほど、私自身も皆さんも地域へ帰り実践事例を作っていかなければいけないと感じるようになりました。ボランティア活動をするときに、どうやれば協働のルールを実践できるかということを個人的に突き詰めてみたいと思っています。

**吉田委員** 私は高津区のまちづくり推進組織で活動しており、個人的に区民会議に興味があり参加しましたが、今回自治に関して俯瞰できたことが勉強になりました。10の提言を見て、情報共有の部分は私自身が日常の中であつたらいいと思っていたものがあるので、とてもいいと思います。また、「総合的な自治の醸成」については、私自身がとても興味があるので、逆に興味が無い人がどうして参加してくれないのかが理解できない部分があります。

また、フォーラムに参加して、顔が見えなかった人と顔を合わせることによって、信頼が生まれたのではないかと感じました。制度も大切ですが、やはり最後は個人個人で信頼関係を作っていくことが重要だと思いました。

**梅本委員** 色々な都市に引っ越すたびに、行政サービスもさまざまと感じていました。それに気づき、どう活かせるか考えていたところで、この委員会の委員募集を見て応募しました。何か1つの活動を始めるといろいろな方と知り合いになれ、活動を通して委員会で勉強ができました。やはり「協働」は新しい言葉なので、どのように理解して活動していけばいいかがよくわからず、実際は協働で活動していますが制度として形作られたときに枠を作られたり、新たな責任が生まれたりと思うので一から勉強しなおす必要があると感じています。私は委員会で勉強させていただいたので、今後は少しでも身近な人たちへ情報提供しより良い活動につなげていきたいと思っています。

**牛山委員** 大都市の中で区民会議を進めることこそが、参加協働、市民主体のまちづくりだと思います。私は相模原市に住んでいますが、川崎市を先進事例として注目していると思います。ただ、やはり自治基本条例の理念をどう具体化していくかが問題です。条例を具体的に実践していくには、区民・市民の皆さんの地道な活動が重要だと感じています。

**竹井委員** 町内会、区のまちづくりにかかわっていますが、委員会での議論がどう関係しているかを考えています。まだ実際の効果とのギャップを感じていますが、10の提言について、1つ1つどのように具体化していくかが問題だと思います。結局は人と人の付き合いなので、後2年、3年、10年かかるかわかりませんが、市民としてできることはやっていくつもりですし、行政とも協働で進めていきたいです。

**小島委員長** 私は川崎市自治基本条例策定にかかわり、その後、本委員会ができました。何をすればいいかわかりませんでした。事務局とも相談し強く思ったのは、この条例は市政全般にかかわっているということです。まず地域社会に浸透しないといけません。またこの条例は最高規範ですが、どこまで法的拘束力があるかは問題があると思います。もちろん政治的には市政の中で市長や議員は条例をきちんと受け止めることは責務ですが。そこで、条例に基づいてどの程度市政全体が動いているかを見ることで、条例を市民の皆さんに理解してもらい、また庁内の中でそれを踏まえた市政運営に繋げていただきたいと考えています。

現在神奈川県でも自治基本条例を策定するところですが、条例を生かすも殺すも市民の皆さん次第だと思います。市政全体を見渡すことは大変な作業だったと思いますが、もし2年後などと同じ作業をして同じ結果が出てきたら、制度が何も変わっていないことがわかると思います。そういう意味で数年に一回このような作業が必要ではないでしょうか。

**阿部市長** 川崎市自治基本条例は最高法規性をうたっています。このことは、憲法・地方自治法に違反しているわけではなく、憲法や地方自治法の考えをより民主的に解釈し徹底していくためのものです。憲法や地方自治法はよくできた法律ですが、「住民自治」という部分を必ずしも大事にしていないので、それを補完するという意味で考えていただきたいです。また、憲法に書いてある「自治の原点とは何か」が条例には書いてあります。自治は基本的に市民が進めるものというところから始まっています。

逆に言えば、条例を作り区民会議を設置して進めていても、従来の解釈・考えでは十分ではなく住民自治の浸透を阻んでいるように感じます。もっと市民や職員の間浸透させていく方向付けをすることが大事です。区民会議を実施したことにより、区役所全体として市民に対する意識が変わってきています。まだまだ古いタイプの職員もいるため、今後職員の意識や市民意識を変えていかなければならないと考えています。委員会で全体を整理していただいたことは、大きなステップアップになりました。これをスタート台にしてまた次のステップに進んでいって欲しいです。

ただし情報共有について、市役所の職員は給料をもらいそれぞれの担当する情報を集めています。議員もそうです。しかし市民は無給で情報共有しなければなりません。市民にとって情報共有は権利ではあるが、義務ではないのです。興味がある人には情報が入ってきますが、無関心な人には情報がまったく入ってきません。それが正常な姿なのです。ですから情報共有するときにも、どこまで共有するかを区別していく必要があります。広く浅くまんべんなく情報を共有するのが、市の広報紙「市政だより」の役割です。市民からアクセスがあったときに上手く対応しなければ混乱してしまうので気をつけなければなりません。

## 事務局

○報告書は今月末を目途に最終版を確定したいと考えておりますので、本日委員の皆様からいただきました御意見について至急内容を整理し、それを反映させた報告書を再度送らせていただきます。

また、自治推進委員会の正式な報告書として、委員長から市長への提出を行いたいと考えておりますので、日程が確定しましたらメールでお知らせいたします。なお、本日の議事録及びニュースレターの内容については、後日委員の皆様に変更してメールでお送りし確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

□ 閉会